

**平成30年度
参議院特定事業主行動計画年度報告**

参議院特定事業主行動計画策定・実施委員会

参議院事務局、参議院法制局及び裁判官弾劾裁判所事務局は、次世代育成行動計画及び女性活躍推進行動計画の両者を「参議院特定事業主行動計画～職業生活と家庭生活の調和、女性活躍の推進を目指して～」として一体的に策定している。

本報告は、当該行動計画の実施状況を取りまとめ、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第5項並びに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第6項及び第17条に基づき実施状況等を公表するものである。

※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく公表部分については、参議院事務局及び裁判官弾劾裁判所事務局分

平成30年度次世代育成支援及び女性活躍推進に関する取組

★「家族職場見学デー」の開催

平成30年8月21日（火）、「家族職場見学デー」を開催しました。

この行事は、夏休みの時期を利用して、参議院に勤める職員の家族等を国会に招待し、国会参観、職場訪問などの機会を提供するものであり、今回で14回目の開催です。今年度は、国会参観について子ども向けコースと大人向けコースを設定し、実施しました。

当日は、総勢59名の参加を得て、国会内の見学を行い、終了後に記念撮影を行いました。その後は各自で、適宜、昼の休憩時間を利用し、職場訪問や参加者と一緒に国会内で昼食をとるなどしました。

★「子育てねっとわーく（座談会）」の開催

平成31年2月22日（金）、「子育てねっとわーく（座談会）」を開催しました。

この行事は、職員間で育児等の情報交換を行う場を提供するものであり、今年度は、職員がより参加しやすいよう、昼の休憩時間を利用したランチミーティング形式で実施しました。

当日は18名の職員が参加し、子育て中の職員（男女各1名）から経験談を聞いた後、3つのグループに分かれ、子育てやワーク・ライフ・バランス等について情報交換を行いました。

あわせて、参加者には、各種休暇制度を始めとする両立支援制度の概要や、出産・子育てに関する共済組合関係の主な制度に関する資料の配付を行いました。

★「定時退庁日のお知らせ」の実施

平成22年6月から、定時退庁日である毎週金曜日に、院内の電子掲示板に「定時退庁日のお知らせ」を掲載して、定時退庁を促しています。

当日中に行わなければならない仕事がある場合を除き、極力速やかに退庁し、仕事と生活の調和がとれる職場環境を実現するよう、また、日頃から超過勤務の縮減に努めるよう呼びかけています。

★「仕事・子育て両立サポーター」制度

平成22年度から開始した「仕事・子育て両立サポーター」には、現在、有志29名の登録があり、妊娠中及び子育て中の職員の相談相手や、後輩ママや後輩パパに役立つ子育て情報の提供、次世代育成関連のイベントの周知等の協力をお願いしています。

※仕事・子育て両立サポーター制度は、仕事と子育ての両立等に関する相談窓口の一つであり、職員の妊娠、出産、育児休業、その他子育て時の疑問や不安に対して、子育て経験のある職員が自身の知識や経験に基づきアドバイスを行うものです。相談を希望する職員は、院内電子掲示板の「仕事・子育て両立サポーター一覧（プロフィール付き）」から、話を聞いてみたい、聞いてもらいたいサポーターを選び、直接連絡を取ることができます。（相談内容等のプライバシー情報は、当該サポーターにおいて厳守します。）

★「育児休業中の職員に対する情報提供」の実施

平成27年度から、育児休業を取得している職員が円滑に職場に復帰できるよう、希望者に対して、育児休業中、随時、各種情報（人事異動など）をメール配信しています。

～平成30年度における各制度の利用状況について～

平成30年2月2日～平成31年2月1日の実績。ただし、
暦年とあるものは平成30年1月1日～12月31日の実績。

【休暇・休業】

★配偶者出産休暇（2日間）及び育児参加休暇（5日間）

… 配偶者出産休暇は、妻の出産に伴う入退院の付添い等を行う男性職員に与えられる休暇。育児参加休暇は、妻の産前産後期間中に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性職員に与えられる休暇。

平均取得日数 … 5.5日（配偶者出産休暇 1.8日、
育児参加休暇 3.7日）

これらの休暇を取得した男性職員 …………… 19名
うち配偶者出産休暇を取得した職員 ……… 19名
育児参加休暇を取得した職員 …………… 17名

取得要件を満たす男性職員（19名）全員が、いずれか一方
又は両方の休暇を取得しました。（取得率100%）

【参議院特定事業主行動計画目標（32年度）

平均取得日数5日以上、取得率100%】

※なお、参議院事務局における女性の職業選択に資する情報として公表している
男性職員の当該休暇取得率は下記のとおりです。

◎参議院事務局における男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇取得率
（平成29年度）89% → （平成30年度）100%

★育児休業

育児休業を取得した女性職員 …… 19名（うち3名は前年度出産）

平成30年度に出産した女性職員（19名）のうち、産後休暇中の3名を除き、全員が育児休業を取得しました。（取得率100%）

育児休業を取得した男性職員 …… 4名

平成30年度に妻が出産した男性職員（19名）のうち4名が育児休業を取得しました。（取得率21%）

【参議院特定事業主行動計画目標（32年度） 取得率13%】

配偶者出産休暇・育児参加休暇や男性職員の育児休業の取得日数・取得率は、目標を達成しました。

引き続き、これらの休暇等を子育てのための貴重な機会と捉え、制度の積極的な利用をお願いします。

あわせて、各課室の所属長には、職員が制度を利用しやすい職場の雰囲気づくりに努めるとともに、必要に応じて業務配分を見直すなど、制度の利用促進に向けた配慮をお願いします。

また、これらの制度の利用には周囲の理解と協力が不可欠です。各職場における御理解と御協力をお願いします。

★育児時間

- … 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために1日2時間以内まで勤務しないことが認められる制度

育児時間を取得した職員数	…	男性	1名
		女性	42名
		合計	43名

★育児短時間勤務

- … 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、常勤職員のまま、いくつかある勤務の形態から選択し、希望する日及び時間帯に勤務することができる制度

育児短時間勤務を開始した職員数	…	男性	0名
		女性	1名
		合計	1名

★保育時間

- … 生後1年に達しない子を養育する職員が授乳等を行う場合に与えられる休暇

保育時間を取得した職員数	…	男性	1名
		女性	7名
		合計	8名

★子どもの看護休暇（暦年）

… 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が子を看護する必要がある場合に与えられる休暇

看護休暇を取得した職員数 … 男性43名
女性65名

合計108名

★年次休暇（暦年）

年次休暇平均取得日数 … 13.01日（前年比-0.78日）
【参議院特定事業主行動計画目標（32年度） 15日以上】

※なお、裁判官弾劾裁判所事務局における女性の職業選択に資する情報として公表している年次休暇取得率は下記のとおりです。

◎裁判官弾劾裁判所事務局における年次休暇取得率
（平成29年）70% → （平成30年）65%

年次休暇の平均取得日数は、まだ目標に届いていません。

年次休暇については、夏休み等に続けての連続取得、子どもの学校行事や家族の記念日などに併せた取得など、計画的な取得に努めるほか、各部課室における業務の状況に応じ、積極的な取得をお願いします。また、以上に限らず、可能な場合は時間単位で取得するなど、私生活面の充実、心身のリフレッシュを図るよう心がけてください。

あわせて、各課室の所属長は、年次休暇の計画表を活用することなどを通じて職員の年次休暇の取得状況や業務量を適切に把握し、休暇の取得促進のための配慮を行うとともに、自らも進んで年次休暇を取得するよう努めてください。

【勤務時間・その他】

★早出遅出勤務

… 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員、放課後児童クラブに通う小学生の子を迎えに行く職員又は配偶者、父母、子等を介護する職員に、1日の勤務時間を変更させることなく、始業・終業時刻を変更して勤務させる制度

早出遅出勤務を利用した職員数	…	男性	4名
		女性	29名
			<hr/>
		合計	33名

★深夜勤務制限・超過勤務制限

… 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は配偶者、父母、子等を介護する職員の勤務を制限する制度

深夜勤務制限を請求した職員数	……………	0名
超過勤務制限を請求した職員数	……………	0名

★超過勤務免除

… 3歳に達するまでの子を養育する職員の超過勤務を免除する制度

超過勤務免除を請求した職員数	……………	0名
----------------	-------	----

参議院事務局及び法制局においては毎週金曜日、裁判官弾劾裁判所事務局においては毎週火曜日が定時退庁日です。

定時退庁日には、周りの職員と声を掛け合うなどして定時退庁に努めてください。また、各課室の所属長及び庶務担当者は、職員に定時退庁を促し、自らも率先して定時退庁に努めてください。